

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

(三三〇)

昭和四十八年三月二十七日(火曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君 理事 木村武千代君

理事 松本 十郎君 理事 村山 達雄君

理事 森 美秀君 理事 阿部 助哉君

理事 武藤 山治君 理事 荒木 宏君

理事 宇野 宗佑君 理事 越智 通雄君

理事 大西 正男君 理事 金子 一平君

理事 木野 晴夫君 理事 栗原 祐幸君

理事 小泉純一郎君 理事 三枝 三郎君

理事 堀谷 一夫君 理事 野田 毅君

理事 坊 秀男君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 佐藤 綱樹君

理事 塚田 正平君 理事 堀 昌雄君

理事 村山 喜一君 理事 山田 耻目君

理事 小林 政子君 理事 増本 一彦君

理事 広沢 直樹君 理事 内海 清君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

総理府統計局長 加藤 泰守君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 渡部 周治君

国税庁調査査察部調査課長 松本 久男君

厚生省社会局長 角田 耕一君

生課長 新 一君

大蔵委員会調査室長 末松 經正君

三月二十六日

医業所得に対する租税特別措置の継続等に関する請願(田中武夫君紹介)(第一六四〇号)
音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に関する請願(川崎寛治君紹介)(第一六四二号)
同(荒木宏君紹介)(第一七三六号)
同(岡本富夫君紹介)(第一七三七号)
同(坂井弘一君紹介)(第一七三八号)
同(八木一男君紹介)(第一七三九号)
子供劇場の入場税免除に関する請願(勝岡田清一君紹介)(第一六四三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。佐藤綱樹君。

○佐藤(観)委員 過日に引き続きまして、今度は年金に対する課税の問題について私は少々お伺いをしたいわけでありまして、

私は金曜日に、この減税法案というものは一体どちらを向いているんだ、何を目ざしてやっているんだというところについてお伺いしました。また、税調の答申には社会福祉国家を目ざしてということが書いてあるわけですが、社会福祉

国家の大きな柱である年金に対して一体どういう課税措置がとられているだろうかということになりますと、私は、ほんとうに福祉国家を目ざしているのかどうかということについてはなはだ疑問を持たざるを得ないわけでありまして、

時間がありませんで詰めてお伺いをしたいと思っております。年金あるいは国民年金、これに対する課税の問題についてお伺いをしたいと思っております。この場合には負担は事業主、それから本人の負担、この二つが出てくるわけでありまして、

とられているか、それについてお伺いしたい。○高木(文)政府委員 公的年金につきましては、事業主の負担分は性質的には従業員の給与所得とすることになるのかどうかという問題があるわけ

でございますが、従業員の給与所得としての課税はしない、単純に企業の損金として扱っております。本人負担分は所得税法上の社会保険料控除というところでございますので、所得控除で実質上課税に関係なしということになっております。

○佐藤(観)委員 今度それをもらうときの段階でありますけれども、いま給与所得として課税されている。サラリーマンの場合には給与所得控除がありまして、実際にはおそろく課税されない段階になると思っておりますけれども、この給与所得として課税するこの精神というのは一体どう

いうことでございましょうか。○高木(文)政府委員 公的年金につきましては、他の年金と従来は同様に考えておりました、退職後の年金の在職中の勤務に対応するものとして支払われるものと観念して、そういう意味で給与所得としての課税が行なわれてきておるわけでございます。今回御存じのように一部非課税のような特別措置を設けることを考えておりますが、基本的

性格としては、所得の十種類の分類の中からいえば給与所得と見るべきであらう。ある意味からいいますと、いわば給与所得控除が働くことによつて必要経費その他の問題をそういう形で処理するという考え方、それからもう一つは、やめた後も他に給与所得がある方が相当ありますので、そういう場合はそういうものと一緒にして給与所得として見ることが妥当ではないかという思想から出ているものと思ひます。

○佐藤(観)委員 その場合、私はすべての年金について言えることだと思ひのでありますけれども、年金というのは、そのかけたときの状態によるわけでありまして、給与の一部、つまりあと払いであるというふうに課税当局としては考えているのか、この点をもう一度確認をしたいわけでありまして、

○高木(文)政府委員 確かにあと払いの性格もあると思ひます。思ひますが、単に給与所得として課税をしているというたてまえはあと払いということだけではないのではありませんか。きわめて理論的な問題のほかに、現実的な問題として、これらを受けておられる方がやめられたあとから他に給与所得があるという場合が多いということであるとか、それからもし見るとすればたとえは雑所得として見るかどうかという問題があるわけでありまして、それよりもむしろ給与所得控除を一律に適用したほうが簡潔であるというようにこともあると思ひます。そういう意味で、給与のあと払いの性格に着目してその上で給与所得だという、そういう理由だけで給与所得として見るというわけでも必ずしもないように私は思ひております。

○佐藤(観)委員 これはもう少し広い観点から、ほんとうは大蔵大臣にでも来ていただいております。お伺いしたいのでありますけれども、これから国民福祉の時代だ、福祉社会の時代だ、こ

いうことを言っておきながら、現実には、たとえば公的年金がはたして幾ら支給されるかということになりますと、十年かけて六十五歳以上いまま五千元だったのが、今度の法案で改正しますと月々一万二千五百円になるということですね。一万二千五百円でも生活ができるわけがないので、これは課税当局に課税を課税を得ないかもしれませんが、少なくとも課税当局としてこの年金というものを今後、福祉社会というからには、やはり年金が老後の生活の保障の中心であるべきであるし、またそうなくてはならないと私は思うわけでありまして、そういうところ、いまはいへん額が低いわけでありまして、これも、この年金を、しかも公的年金を給与所得として課税をする。現実には定額控除がありますから課税にはならないわけでありまして、これに年金というものはプラスをしていくのだ、こういう考え方には、いま現実には立っているわけでありまして、そうではなくして、ほんとうに国民福祉の時代だと言うならば、過去の労働の蓄積が老後の生活の柱にならなければいけないのじゃないか。その意味では、いわゆる生活費に課税をせずという精神を延長して、公的年金については、これも単なる給与の一部である、あるいは企業が半分負担をしているわけでありまして、その意味ではあつと払いである、そういう考え方に立って課税をするのはおかしいんではないか。公的年金がだんだんふえて老後の生活の大きな柱になる、そういう観点からこの課税問題も考えていかなければいけないのじゃないか。政府は老後の保障というのはい体何だと考えているんだらうか。

これは主税局に聞くのは当を得ないかもしれないけれども、少なくとも課税当局としては、いわゆる税調の答申の柱に社会福祉国家の建設というのを書いてありながら、現実にははなはだそれとかけ離れている状態になっているわけでありまして、その意味において、この公的年金を給与所得として課税する、これはあくまで税理論の話で

すよ、定額控除がありますから現実にはならないにしても、そういう考え方はどういふものか改めべき時期に来ているんじゃないか。皆さん方は、所得として入ってくるんだから分類すればこれは給与所得である、したがって給与所得として課税をするという論理体系になるのでしようけれども、少なくとも将来生活の柱になるべき公的年金というものが給与所得として課税されるのは、社会福祉国家の建設という大きな前提に立っている今後のこの問題を考える上においてはどうもたいへんおかしいことではないか、こう私は思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘のように、現在の段階におけるいろいろな年金制度について、現段階の支給水準を考慮していろいろ議論いたしますと、確かに御疑問のような点があるのではないかと思います。私もどうもいたしまして、現在わが国の年金がまだ未成熟という段階で、これを税法上どのように扱うべきやとどういふことについてはいろいろと苦慮しておるところでございます。しかしながら、一番基本のたてまえ論といたしましては、年金でありましてやはり所得を形成する以上は、これを年金とするがゆえに、たとえおおよそ年金は非課税にするというふうなわけにはなかなかいかないのではないかと。

と申しますのは、もう大部分の年金受給者は、その年金を基本として生活をしておられるわけでございますから、大部分のことを考えればそれでいいではないかというところになりますけれども、税のたてまえとして考えます場合には、やはり他に、もう一つの資産所得がある方もあるわけでありまして、そこで根っこからおおよそ年金は税とは無縁のものであるというふうなたてまえをとることがいいかどうかということについては相当疑問があるわけでありまして、ごく限られた例外的な方でありまして、やはり他の所得があるという場合を考慮いたしますならば、年金はそもそも非課税であるというきめ方をするのは相当問題で

あります。

そこで、今回公的年金につきましては一定の限度を置いて非課税ということにしたわけでありまして、それがもう一つその底には、基本は所得として考える、それから先、所得の十種類の分類中何所得として考えるのいかというのにはやや技術的な問題になります、とにかく所得として考へて、そして一定条件のもとにおける一定金額のものにつきましては非課税として扱うというものが今回御提案申し上げておる趣旨でありまして、将来にわたりますとも、もの考え方の筋道として、そちらの方で考え方をよくしたいのか、おおよそスタートから年金なるがゆえに全部非課税という考え方は、所得税としてはなかなかなじみにくいんじゃないかというふうに考えております。

○武藤(山)委員 ちょっと関連。

いまの年金課税の問題ですが、今度農業年金を所得とみなすという改正が出ておるわけですね。農業年金というものはほんのわずかで、しかも農業といふものは所得水準が低い、したがって、何とかしてやらなければ後継者も残らぬ、こういうことで与野党の諸君がたいへん運動してようやくできた年金制度なんです。そのわずか一月一萬かそこの年金を所得とみなして農業所得に合算するということとは、これは法の趣旨からいって、私はやはりいま佐藤君が言うように非課税にすべきだと思ふのです。

しかしそれは体系上、思想上できないというのはいまの主税局長の答弁のようであります、現在の年金は六十五歳以上の受給者は年間六十萬円控除するのです。月五萬円で、何で六十五歳に控除する必要があるのか。実際に年金も六十五歳に達した退職者、ほとんど五十七、八歳で大体暗黙のうちにやめていくのだ。だから六十歳にしていまいし、ほとんどは五十八歳くらいにすべきじゃないのですか。六十五歳といふような高年齢になったときに月五萬円の控除を認めるからこれは非課税措置はできないのだといういまの主税局長の発想は、福祉国家論、特に福祉優先と

いう政治姿勢からいふならば、この辺で再検討の要ありと思うのですが、この点は主税局長、どう考えますか。

○高木(文)政府委員 農業の年金問題につきましては、まだ制度が発足してしましてから時間がたっておりませんので、ごく最近に至って支給される事態になりました。そこで税法上の扱いも必ずしも従来明確になつてなかつたわけでございますので、この際厚生年金等と同じようにすること、これを明確にしたという意味でございます。

そこで、いまの御質問は、次の問題としては農業年金に限らず全般としておおよそ年金であれば、私が先ほど申上げましたような思想ではなくて、いわゆる所得という概念から切り離してはどうかという御質問だと思ひますが、その点については、これは私も一般的には非常に少額のものであります、それからまた現実には他にたくさん所得があるという方はきわめて例外的でありますから、社会的な実感としてはそういうことだと思ひますけれども、たてまえ論といたしましては、やはりどうしてもきわめて異例的なものであるにいたしまして、他に所得がある方がないわけではないという実情からいいますならば、所得から切り離すというわけにはなかなかいきにくいんじゃないかと思ひわけでございます。

それから、六十五歳というのはいさしけちではないかというお話でございますが、この点はまあ老人問題等を勘案していきまします場合に、何歳から控除すべきであるという政策の問題であらうと思ひます。で、現在はいまいろいろのものと比較しながらその線を引いておるわけでございますが、今回公的年金を年間六十萬円で非課税とするというものの要件として、受給者が六十五歳以上になつた場合といふことにいたしました理由は、現に老年者控除という制度がございまして、六十五歳以上の方の所得については普通の基礎控除のほか十三萬円まで特別に控除がございしますが、あの老年者控除の制度も、何歳からかといふことについて現行はとにかくよしあしは別にして六十五歳

これから老年者、老人の数がふえてくる、それから定年延長をするかというような空気のときに、どの辺のところへその老人対策の主眼を置くべきや、何歳以上のところに置くべきやということにいろいろ問題があると思います。たとえば老人医療の無料化等の問題につきましても、何歳からにするかというような問題は社会保障制度の中でも問題になっておりますが、そういうものとも関連しながら何歳からにすべきやということも政策的に御判断願ひ、おきめいただくということであらうかと思ひます。

現在の段階では年齢を引き下げるといふ問題もありましようし、一方において社会保障の内容として給付の中身をもっと充実すべきだといふような問題もありましようし、これは私どもだけでなくでむしろ社会保障制度の問題としてそちらのほうでだんだん固まっていくものと思いますが、私どもはやはりそれとのバランスというものを考えなければなりませんので、税ではこうやっていっているんじゃないかといふことはまた社会保障のほうを議論するときに議論になりますから、だんだんそこは相互に関連をいたしますので、右を見左を見て大体まああまりおかしくないように合わしてあるといふつもりでございます。

○堀委員 関連。ちよつと高木さんに少し聞いておかなければいかぬ問題だと思うのですが、あなた社会保障というものは何のためにあるのですか。そこからちよつと伺いたいです。

○高木(文)政府委員　たいへんむずかしい御質問だと思いますが、私はやっぱり一種の共同連帯の精神によつて、たとえば老人であるとかあるいは病人であるとかあるいはその他いろいろな意味に於いて社会における弱者といひますか、そういう方々に對して他の人が分担をして助けていく制度だといふふうに考えます。

○堀委員　あなた社会保険と社会保障が混乱しておりますね。共同連帯で助け合うというのは社会

そこで、いまあなたが言われた社会的弱者ですね、社会の機構のために要するに十分に稼得する条件にない者あるいはその他の事情によってそれを保障し給付を与えることが適当であるというふうに考えられた者に給付がされるわけですから、社会保障の給付というものの本質は、言うなれば

正當な稼得ではないはずだ。補完部分なんでも、要するに年をとって働けないから年金をあげましよう。働けるのなら年金という制度は本来は要らないはずなんだが、社会的諸条件から見て働くのに十分な条件でなくなった、あなたがいいみじくも弱者と言いました、その他の者との均衡を著しく失するような状態になったときに社会的責任においてその人たちに正常な状態になれるように国なりあるいは社会全体として考えようというのが社会保障の給付の問題ですから、私はいまあなたのお話を聞きながら、社会保障の給付というものを一般的な所得と混同されるというのは理論的に問題があると思うのです。本質的に社会保障

障の給付と一般的所得は別個に考えるべきである。ここがはつきりしていないから、いまの佐藤委員が指摘をしておる問題に対してあなたの立論構成がたいへんあいまいになっておるのだですね。

だから一つ伺いたいのは、社会保険の給付で、
現行では社会保険というのは十分じゃありませんと
から、社会保険の給付の中で課税対象になつて
おるものは何か、かなりたくさんありますから、
一べんずつと答えてみてほしいのです。医療保険
に關するもの、医療に対しては現物によるものにつ
いては課税の方法はありませんけれども、家賃
給付は御承知のように金銭給付ですから、金銭給
付としてのものに対してどういう課税をしておる

○高木（公）政府委員 全部というのはなかなかない。ま申し上げかねますが、たとえば労災保険それから医療保険等は全部非課税でございます。いわずゆる保険の中で現在課税になっているのは老齢年金だけが課税ということだと思います。

○堀委員　そうすると、老齢年金というのは社会保障の給付じゃないんですね。ほかは非課税ならこれだけを課税するというのは社会保障の給付でないという認定がない限り私は課税するのは筋がよいとおかしいと思うのです。社会保障の給付というのは課税してないから、私は全部聞いてみたのです。

○高木(文)政府委員 老齢年金についてはこれは他の制度との関連がございますが、給付の所得制限等の規定がないのが通常でございます。そこでその本来の性格がたゞみ御指摘のように、社会保障の中でいかなる位置を占めるか、また社会保険の中でいかなる位置を占めるかということをもう少し私自身整理してみなければいけないと思ひ

ますが、いずれにいたしましても、この老齢年金の系統につきましては、現在、大部分の場合、あるいはすべての場合かもわかりませんが、給付金額についての制限はないというふうになっておりますから、たてまえとしては、また現実には

も、非常に例外的ではございますが、現行の所得税の一般の課税最低限と比べて、かなり水準の高い年金もあり得るたてまえになっておるわけでございます。その場合に、所得税としてはそれも、それが社会保障制度であるとかあるいは社会保険制度であるとか、その他もろもろ、所得源泉の性格に従って仕分けをするということはないというたてまえをとっておるわけでございます。たとえはごく例外的に慰謝料的なものである

それと比べて、先ほどの失業保険なり労災保険なりという制度については、給付のほうに一定の制限措置がございまして、たとえば失業保険でいえばどのくらいの期間とか、いろいろ制限措置もございします。また所得制限もございします。その所得制限がありますところから特例をとっておるわけでございますが、老齢年金につきましては給付についての所得制限措置がございません。そこでものほうも、もし社会保障、社会保険の所得税

の上における扱いを従来の考え方と変えていくというところであれば、一方においてその社会保険、社会保障制度の中で老齢年金について給付サイドでの一種の所得制限なりをつけていくのか、それともそれはしないでこちらで課税していくのかというあたりの問題にだんだん詰めていくべき問題ではないかと思っております。

○堀委員 途中ですりかえようと思って高木さん、だいぶ苦勞しておられますけれども、私が聞いていてゐるのはそんなこまかいことを言っているのじゃありませんで、社会保険の給付というものの性格を見ると、社会保険の給付というのは、あなたが

言ったように、要するに弱者に対して国なり社会全体としてそのことを考えなければいかに給付が行なわれるのであって、それが所得保障であれ医療保障であれ労災保障であれ、これは本来保障なんですよ。いいですか。正当な所得じゃないですよ。正当な所得がないところに、それにかえた社会保険の給付、社会保障の給付があるんだから。

佐藤委員が言っておるように、私がいまここで議論しているのは質の問題なんです。所得制限の

問題は、給付の費用が十分あるならば、所得制限する必要はないのです。給付の量に一定の限度があるから、そこで全体の給付を高めるためには、高額所得者を制限することによって、個々における給付の内容を高めたいという財政上の発想であつて、社会保険給付に所得制限があるのは本来論理的におかしいのです。だから、それはあなたの方で言うような理由にならないわけです。

ひとつこの審議の終わるまでに、各国の、西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ等主要国の年金の課税状態を一覧表にして出していただきたい。佐藤委員の時間に制限があるようでありながら、私、こゝまでで終わりにしておきますが、しかし、これは本質的な問題ですから、いいですか、主税局として一体社会保険の給付をどう考えるのかという問題は、今後社会福祉国家に転換するといふときにはきわめて重大な基本的問題なんです。主税局は、この面についてはひとつ十分検討すると同時に、社会保障をやっておる先進国はどうか取り扱ひをしておるか、あとで一覧表にして出してください。

○高木(文)政府委員 おっしゃる通りに、この種の問題はこれからどんどん発生してくることもございますし、税の上でどのように扱ひべきかというところは、慎重に検討し、研究しなければいけない問題だといふふうに考えております。

ただ、御要求のありました点についてはすぐ調整いたしますが、総じて各国とも、たゞいま御指摘がありました労災とか失業保険とか医療保険とか、いろいろな意味での弱者に対する保険なり保障なりの制度と老齢年金制度とは若干区分してあるのが多いわけでございます。そのところはあとでお示しをいたしますが、私どもの考え方、現段階では多少そこで符合しておるということだけつけ加えておきます。

○佐藤(観)委員 それと、いま武蔵委員、堀委員からお話がありましたように非常に重要な問題でありますので、これはただ主税局当局の理論オンリーだけで済ませるわけにいかぬと思います。

そこで、この所得税法の質問をしている中で、大蔵大臣あるいは厚生大臣に一度この委員会に来てもらつて、今後、この年金問題というのは、私は社会福祉の非常に大きな柱になると思ひますので、ぜひとも質問する必要があると思ひます。が、きょうは時間があと三十分というところで限られておりますし、まだまだこれからが重要な本番でありますので、話を前に進めます。

次に、企業内年金でありますけれども、これは精神としては、企業が退職金のかわりに年金を出してくれれば、私は思ひます。その年金は、企業に与つてみれば退職金の分割払いであらうと思ひます。今度退職金は、三十五年勤続、八百万円以下が無税になったわけでありまして、つまり年金でもらう場合には、これは給与所得として課税される。一括して八百万円以下ならば無税になる。この問題を一体どういふふうに考へていらつしやるのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 どう扱ひべきか非常に弱つておる問題でございます。まさに御指摘の点がございまして、最近の傾向といつたしましては、漸次、退職金を一時金で払うという従来の慣行から、むしろ年金として払うという慣行に切りかわりつつあるといふことが、年金制度を採用する企業、労働組合がだんだんふえつつある。一挙には切りかわりませんが、併用というやうな状態が起つておる。そこで、税の制度の上で、年金でいくか一時金でいくかによつて税の負担が違つてくるというのとは相当問題であるといふことがございまして、かねてから、年金課税と一時金課税の負担のバランスについても一べん総洗い替えを行なうべきであるといふ御指摘が各方面から寄せられております。今回、退職一時金についてのいわゆる課税最低限の五割引き上げが行なわれまして、あたりにまして、でき得れば年金のほうについても何らかのあれを考慮すべきやいなやということ

とを検討したのでございますが、若干準備不足というところございまして、恐縮でございますが、率直に申し上げて時間切れのやうなところで、具体案をお示しできない状態にあるわけでございます。私も、私どもといたしましては、御指摘の年金と一時金の課税バランスの問題は、これまた至急に検討しなければならぬ問題と考へております。

○佐藤(観)委員 その際の考へ方の方向と申しますか、それは具体的には、課税当局としてどういふ方法を現状の場合には考へていらつしやるのですか。

○高木(文)政府委員 企業内年金は、現実的にはおそろく、公的年金とどちらが主でどちらが補いのものであるかという関係は、時間の経過とともに変わつてくると思ひますが、両々相まつていければ老人の生活をささえる基本となるべきものであらうかと思ひます。その場合に、どつちが補完的であるかといふふうに考へるのか、どつちが主體的なものと考へるのかといふやうなことは、現在社会保険、社会保障制度、特に年金制度が非常に動いておるときでございますし、民間のほうでは民間のほうで退職一時金と年金の間が非常に動いておるという関連がございしますので、なかなか区分をつけにくいと思ひますが、いずれにしても、その総合的な、一時金と年金を含め、公的年金と私的企業年金を含めてバランスがとれたものでなければならぬといふことございまして、どつちの方向といふことは、私どもとしては、まずとにかくその相互間のバランスといふことが最大の問題であるといふふうに考へております。

○佐藤(観)委員 その次に、企業年金の中の提出制年金で、適格退職年金についてお尋ねしたいのでありますけれども、これの事業主負担分については企業負担として落とす、これはいいと思ひます。その本人負担分、厳密にいうと本人負担分といふことになるかどうかわかりませんが、これも、これが生命保険料控除を適用されておるといふふう聞いておるわけでありまして、本人の負担割合年金の適格退職年金の場合には、本人の負担分といふのは、いまだどういふ扱いになつておるのですか。生命保険料控除といふことになる、どうも奇異な感じがするわけでありまして、けれども、その辺はどうなつていますか。

○高木(文)政府委員 御指摘のように、生命保険料控除として扱われております。これはいろいろ経緯があつたわけでございますが、いまから十年余り前にスタートをいたしました当時に、その後適格退職年金がどのように成長していかうかといふことは必ずしも明確でございませんでした。当時の段階においては、信託会社と生命保険会社が主としてこの適格退職年金といふ商品を売り出すといふことで、その当時においては、現行制度がまず考へられる。バランスのとれたものであつたと思つております。また、適格退職年金の内容、給付水準がどのようにきまつていくのか、それから事業主と本人との負担関係がどのような負担割合であるのかといふ点、常識的なモデル契約となつていくのかといふやうなことがあつたわけから、現在の時期に現行制度がきまつたわけでございます。

だいたい最近適格退職年金を採用する企業もふえてきておりますし、事業主と本人との契約関係もいろいろな形で定型化しつつありますので、この制度につきましても同様、先ほどの年金税制の洗いかえのときに考へてみる必要がある問題だと思つておりますが、これまたどつちの方向と言われましても、まだ私どもとしてお答えできる段階には至つておらないといふことでございます。

○佐藤(観)委員 これはかつて堀委員がこの大蔵委員会でお尋ねしたこともあつたと思ひますので、たしかアメリカの場合には無税になつておるのです。アメリカの制度は、この適格退職年金の場合にはどうなつておるのか、これをひとつ資料として出していただきたいと思ひます。

たいへん量が多いので少し先を急ぎますけれども、不適格退職年金の問題をやつておりましたといへん長くなりますので、その次の問題と関連さ

せながら、ひとつ不適格退職年金の場合も詰めてお伺いをしたいと思います。

その次は、私、非常に疑問に思うのは、個人年金ですね、生命保険年金もあれば、郵便年金もあるわけでありませうけれども、この考え方について私は非常に疑問に思っています。

まず、事務的なことでありませうけれども、生命保険をかけたまま、いま最高三万七千五百円まで生命保険料控除となっているわけでありませうけれども、この三万七千五百円という数字が出てきたのはたしか四十一年だったのではないかと思いますが、あのころから、生命保険自体が物価の上昇によりましてだいぶ上がっているわけですが、この生命保険料控除は一向に改められないわけでありませうけれども、これはどういふ理由ですか。

○高木(文)政府委員 生命保険料控除という制度は、まあ比較的歴史の長い制度でございます。趣旨は、私どもの理解しているところでは、長期貯蓄の奨励という趣旨もないわけではないかと思うのですけれども、そのところは必ずしも明確でない。さりとて年金を奨励する趣旨であるかという、必ずしもその点も明確でない。これは非常に歴史的な古くからある制度でございます。必ずしもそのあたりは理論的に明確に割り切れているというものとはいえないと思ひます。

一方、生命保険そのものにつきましても、本来は死亡保険というものが主体である。事故があつた場合、なくなつた場合の死亡保険というのが主体であるということでは生命保険という制度それ自体も発足してきたものと思ひます。年金的性格を持つたところから、新しい新種の商品を保険会社がいろいろくふうをして売り出すということから、年金的性格をだんだん持つてきたというようなことがございまして、一面的に解釈しかねる段階でございませう。

そういう生命保険の本来の性格からいたしまして、しばしばこの生命保険の限度額をそろそろ引き上げてはどうかというお話があることはあるの

でございませうけれども、本来的にその性格が明確でないということ等もありませう。それからもう一つは、生命保険の場合には、満期保険金の支給を受けますときの課税につきまして、いままで払い込んだ保険料を控除した残額については一時所得として課税されるということ、一時所得ということでございますから、いわば二分の一課税になつておるといふこともあり、さらに死亡保険金は相続人一人当たり百五十万円まで非課税という制度があります。この制度は長い歴史を持つておりますだけに、過去の積み上げでございませうので、さらにこれについて何らかのいわば優遇措置というふうなものをとることがいいのかわかりませんが、このことについては、先ほど来御指摘の年金額とのバランスも考えなければならぬ。他の貯蓄手段とのバランスも考えなければならぬ。よほどいろいろな面からもう一度考えてみなければならぬというところで慎重に扱つておるわけでございます。そういう意味で、一方においては引き上げ説もございませうが、私どもはとにかく賛成できないということまで今日に至つておる次第でございます。

○佐藤(鶴)委員 そうむずかしいことを言う前に、いまの場合に、いま局長も言われましたように、だんだん生命保険自体が年金化しつつあるというところになつておると思ひます。これはちよつと保険部にお伺いしたいのでありますけれども、おそろくいまの生命保険の場合に保険契約あるいは契約高からいって——来ていないならいいですけれども、いま局長が言われたように、だんだん生命保険が単なる命がなくなったときの保険金というよりも年金化しているというの、これは私は事実だと思ひます。そういう意味からひとつ考へてみなければいけないということ、それから、たとえば昭和四十年に二十年の契約で百万円の生命保険をかけたのと、いまの時点で二十年、百万円かけたのと、百万円の価値が全然下がつておるわけですね。物価の値上げ、物価の上昇に伴つて価値が下がつておるわけですね。そう

いった意味からも、ずいぶんこれは長いこと、掛け金が五万円をこえるものについては最高三万七千五百円の生命保険控除、これは長いことこうなつていたわけでありませうけれども、これは物価のスライドからいつても、まただんだん生命保険といふものが年金化しつつある現状からいつても、これを引き上げる必要があるのではないかと、これは聞いておるわけでありませう。いかがですか。

○高木(文)政府委員 おことはございませうが、物価との関係ということになりますと、他の預金との関係もあるわけでございます。およそ貯蓄といふものの全般の問題になつてくると思ひます。ございませう。それを織り込んで税制を組み立てるといふものもなかなかむずかしい問題でございませう。と同時に、いま御指摘のようになつておる、現実には生命保険の制度が年金化の現象を来しつつあることも事実でございませう。また同時に、生命保険のほうで一種の物価との関連を何か考えなければならぬという問題も起つておるわけでございます。御指摘のよう、確かに生命保険自体それに関連して税制の問題があると思ひます。しかし、いまそこをどうすべきかという問題は、また公的年金とのバランスという問題もあり、一がいにいまのことは不十分だともなかなか言い切れないうところでございます。たいへん親切な御答へ方でございますが、御指摘のようになつてまいりましたので、その相互をどうしたらある程度バランスのとれたものになるかというのを横に並べながら考へなければならぬというふうに考へております。

○佐藤(鶴)委員 私はそんなに税制でむずかしいことではないと思ひます。昭和四十年のときに二十年の掛け金で百万円。そのときは、昭和四十年にまだ百万円というものが二十年後の昭和六十年には百万円ぐらいの価値があると思つたわけですね。ところが、いまの四十八年に二十年後に百万円の価値がある——価値があるというところは非常

に計数的ではありませうけれども、あると思ひ人はほとんどないわけですね。だんだん物価にスライドをして保険の価値も下がつてきておるわけですね。その意味では保険料をかけるときに四十年にかけたときはそれなりに分割して月々払つておるわけでありませうから、まあ三万七千五百円という生命保険料控除が生きていたかと思ひませうけれども、いまから新しい契約をしなうと思ひます。これはきつめて少ない額にしかならぬわけですね。しかもそれが単なる生命保険という一時金ならばいいけれども、これをだんだん年金に振りかえる生命保険が多くなつておる現状では私はあらためて考へる必要があるのではないかと。特に私はもう少し問題にしたいのは、個人年金

といふのがなぜ今度ふえてきたか。私はこれから考へると、医師会年金、弁護士会年金、税理士会年金、あるいはこれから四月一日から発足しようとしておる芸能人年金、こういったものを踏まえて、なぜこういうものがどんどん出てくるのか、これをあらためて考へてみていただかなければならぬと思ひます。国民年金をかけた人がことしの改正でやつと月一万二千五百円になる。一万二千五百円でそれだけの生活ができるかというところをあらためて私は問ふ必要はないと思ひます。国民年金、厚生年金だけでは自分たちの生活がやつていけないからこつた私的年金ができてくるわけですね。生命保険の年金にしてもやはりその精神は、国民年金、厚生年金だけにたよつていられないから、いたし方なく自分たちでそういう制度をつくるのだと思ひます。そういう意味で、この生命保険料控除についても、もう一度引き上げを考へてもならぬと思ひます。もう一度引き上げを考へてもならぬと思ひます。特に問題なのは、いま申しましたように、私的年金がたかきでできてくる。これに對して税制としては何ら措置を考へていないと私は思ひます。——保険部はいないのだから、銀行局はいるのですか。——みんな帰してしまつたのか。

それでは、民間の法人が独自にやつておると

えは医師会、弁護士会、こういったものの年金に
対する課税はいまどういうふうになっていきます
か。

○高木(文)政府委員 手元にございますもので御
説明いたしますと、医師会は信託銀行と契約をし
ていまやっておりますのでございまして、これ
については現実の扱いとしては掛け金段階では所
得控除をいたしております。それで年金給付の
際に掛け金相当額を控除した残額について雑所得
として課税するというところでスタートをいたして
おります。それから弁護士会のはうは、一種の団
体方式による生命保険の形をとっております関係
で、生命保険料控除、先ほどから額が低いといっ
ておしかりを受けている生命保険料控除の適用対
象になっておるといことで、生命保険と同一扱
いのようなことになっております。これらのもろ
もろの私的年金につきましては、それぞれの団体
ごとに現行制度のどの形式のものを活用してい
かというところでスタートしておりますので、御指
摘のようにやや、ややというか相当ばらばらに
なっておりますこととでございます。

いずれにいたしまして、こういう互助年金とい
いますか、そういうものにつきましては、いわ
ば福祉時代になりますにつきましては、公的年金
と相互に補充し合うという意味において非常に有
意義なものであると考えます。よって先ほどの年
金制度全般の検討にあたりましては、同時に検討
すべきものと思っております。

○佐藤(観)委員 そこで、私が非常に疑問に思う
のは、いま少額貯蓄の非課税制度があるわけだ
ね。これは証券、投資信託、あるいは公社債、こ
ういったものは百五十万円まで、国債が百万、財
形貯蓄が百万、郵便貯金が百五十万、これの合計
五百万までは非課税制度になっているわけだ
ね。この年金の場合には、たとえば医師会の年金
なんかにしても、自分たちが掛け金をして、
信託銀行に運用させて、そうして老後の生活に備
える、そういうものについては、掛け金相当額
を引いたもの、つまり利殖部分については課税さ

れる。いま私が申しました少額貯蓄の非課税の場
合には、自分が貯金をしておいて、いま申しまし
たような形式で国債を買ったり、財形貯蓄をして
いた場合には、とにかく合計五百万円まで非課税
が行なわれる。ところが老後に必要な年金、それ
を自分たちで制度をつくり、信託銀行に預けたも
のについては、その利殖部分について雑所得とし
て課税される。これは私は本末転倒とは思はだし
いものだと思ふのです。

年金というのは老後の生活に備えるために、自
分たちで、公的年金ではとてもじゃない、ことし
から国民年金は一万二千五百円、一万二千五百円
では食べていられない。したがって、自己防衛の
ために、弁護士会なり医師会なり税理士会なり芸
能人年金、それぞれ自分たちでつくって、それを
信託銀行なりあるいはものによつては生命保険会
社に預ける場合もあるわけでありまして、掛け金
利殖部分について、つまり、もろもろ段階で掛け金
相当額の残った部分については雑所得として課税
する。これはやはりおかしいと思ふのです。自分
の貯金を五百万まで、先ほど言ったような少額貯
蓄の非課税制度を使って預ける部分については全
く税金がかからない。しかし、年金をこのような
制度で預ける場合には全額かかってくる。私は非
常におかしいと思ふのです。

先ほど局長も言われましたけれども、私は何で
も年金が非課税でいいとは思いません。たとえ
ば、月五万なり月十万なりのワケを設けて、これ
がどういふ形の年金か。たとえば、自分が拠出し
ているのかないのか、そういうたものも含めて
年金の場合には五万なり十万なりというワケを設
けて、全部非課税にしてもいいのではないか。残
りの部分については、これは所得の一部でありま
すから、考える必要があるだろう。ある一定のワ
ケを設ける必要があるだろうと思ふのであります
けれども、たいへん時間がないので、はしりま
したけれども、どうも民間でやっている年金制度
について、税制上でははなはだしく冷たい措置で
はないか。あくまでこれは、公的年金で間に合わ

ないものだから、自分たちで自己防衛のために、
老後の生活の安定のためにやることについて、課
税当局として、これを利殖部分だといつて掛け金
を引いた分について雑所得として課税をする、こ
れは非常におかしい、いやしくも福祉国家建設
という大きな前提のもとに立てられている税制改
正としては、きわめて片手落ちであるし、内容が
欠けているのではないかと思ふわけですが、いか
がでしょうか。

○高木(文)政府委員 いまの非課税貯蓄について
は、貯蓄奨励の趣旨で銀行預金を中心にいたしま
して長い歴史を持って、ずっと発展を遂げてまい
りました。生命保険のほうは生命保険のほうで、別
に主として死亡事故を中心とした生命保険という
制度を頭に置いて、長い歴史を持って発展をして
きた。その後、適格退職年金制度というやうなも
のができてまいりました。非常におくられて最
近、公的年金の充実がやかましくなっております。
そういう状況でございます。それぞれの制度が、そ
れぞれ歴史を遡って発展を遂げてまいりましたも
のですから、まさに御指摘のように、年金という角
度だけから全部にすつとライトを照らされます
と、ちぐはぐになっておつて、必ずしもバランス
がとれないという点は御指摘のようであらうかと
思います。

ただし、公的年金がおくれているから待ち切れ
ないといふことで、関係者の間で生まれてきてお
りますところの私的年金について、これはたいへ
んけつこうなことではあるわけでございますけれ
ども、反面から申しますと、私的年金という制度
は、お医者さんならお医者さんの集団なり、弁護
士さんなら弁護士さんの集団なり、自分たちだけ
でやろうといふことで生まれてくるわけございま
す。一面において、公的年金がおくれているから
こそ、そういうものが自然発生的に生まれてくる
ものであるといふものの、一方において、そう
いふ制度を自分でもつくれない、加入したくとも
加入できない、さらに公的年金だけにしかたよれ
ないという階層の方が大部分であるといふことを

考えますならば、私的年金的なもの、互助年金的
なもの、これは非常にけつこうなことだといふこ
とはよくわかりますけれども、これをどの程度に
位置づけるべきものかといふことについては、制
度全体が、申しわけありませんが、まだどつちの
方向に行くんかといふことがはっきりしないだけ
に、税のほうでそれを位置づけるというところが非
常にむずかしいわけでありまして、今日までおく
れてしまったといふことでございます。しかし、
年金のあり方というものの、担当省等を中心に、
また関係の審議会等を中心に、だんだん交通整理
ができてくる現状でございますので、それらを
見ながら、御指摘の点をもう一べん見直してみたい
といふふうに考える次第でございます。

なお、医師会その他の場合について非常に冷たい
という御指摘がございましたが、これは医師会の
場合におきましては、皆さんが掛け金をかけら
れて、これを医師会がいろいろな形で運用される、
その運用の一形態として信託といふものを使つて
おられるといふこととの関係から、いものところ
は雑所得といふことになっていくわけでありまし
て、運用形態との関連でいかにあるべきやという
問題もありません。ただ、それが年金なるがゆえに
というだけでなくて、運用形態との関連もあるこ
とを一言だけつけ加えさせていただきます。

○佐藤(観)委員 最後に、確かに少額貯蓄の非課
税制度は、それなりの歴史、それなりの目的が
あつて出されてきたことは私も存じております。
生命保険にしろてもしかりです。しかし問題は、貯
蓄をするだけ余裕があることと、老後の生活のた
めに年金制度をつくることと、どつちが国の政策
として優先しなければいけないのか。これは言う
までもなく老後の生活のほうがかつて優先されるべ
きである。こう思ふわけでありまして、この結論
については相違はないと思ふわけでありましてす
けれども、まずそれを念頭に置いて考えなければなら
ない。

その次に、私的年金といわれる個人年金、いま
申しました医師会なり弁護士会なり税理士会なり

芸能人年金などは、雇用関係、被雇用関係がないわけでありまして、したがって企業年金のようににはならないわけでありまして。しかし、その人たちの老後の生活の安定をしなければいけないことも事実でありますから、そういった意味では企業年金等との比較においても少し欠けている部分があるのではないかと。

それから、運営についても、さらに話を詰めたかたがたわけでありまして、時間がありませんので詰めたかたがたわけでありまして、非常に大きな問題だし、今後とも、少なくとも税調の答申にもありますように、福祉国家建設というふうに向かっているこの年金制度は、国民福祉の中で大きな柱になると思っておりますので、先ほど申しましたように、大蔵大臣、厚生大臣も来ていただいで、もう一度さらに話を詰めたかたがたと思っております。

たいへん時間がおそくなりましたから、きょうはこれまでにいたしたいと思っております。

○鴨田委員長 山田趾目君。

○山田趾目委員 何となく時間が足りないような気がして、税金の問題は、納得するまでにかなり詰めるほど非常に複雑な状態でありまして、若干舌足らずで終わるかもしれませんが、最初に原則的なものを詰めてみたいと思っております。

税に対する国民の認識というのが、最近非常に不安定になってきております。特に最近の、特徴的にあらわれている傾向を見ますと、特にサラリーマンの不満、具体的の中を見ますと、総評という労働団体の諸君がやはり減税なり税制そのものについて裁判を提起をする、あるいは税務署に對して源泉徴収は不満であるから確定申告をさしてくれ、そういう一つの具体的な動きなり、あるいはサラリーマンユニオンといわれておる多くのサラリーマンの集団もはばこした動きに同調する、そういう傾向を見えております。また税金というのは所得の課税最低限を越えているものに対しては法のもとに平等にかけられなくてはならない、そういう立場から、平等という立場を貫き

ながら学者が裁判を提起をしておる同志社の大島教授の裁判などもございまして。

これらの動きは、せんだつて与党である自民党の方からの質問の中で何となくけしからぬ動きだとかの席で非難めいた言辭も弄されておりました。が、一体大蔵省はこうした一連の国民の動きをどのように把握をしておるか、またその背景となつておる申し上げたような諸事情に對してどうしたか、国民からは税金をき上げさすればいいのか、国民からは税金をき上げさすればいいのか、という立場でこうしたもののは全然無視なされていくところなのか、その前提について、まずお伺いをいたしておきたいと思っております。

○高木(文)政府委員 税の問題がいろいろな形で各方面で論議をされておりますというところについては、一つにはやはり税についての関心が高まつておるといふことを意味するわけであつて、税の問題の何となくも基本は、国民の方々に正しい意味での納税思想を持つていただく、正しい意味での納税思想というのをはきめられたものを納めればよろしいという狭い考えではなくて、税についての広い理解を持つていただくというところが何よりのことであるというふうに考えておりますので、そういう見地から申しますと、各方面で関心を持つていただいておる、それが高まりつつあるというところは非常に望ましい姿であるというふうに考えております。

ただ問題は、それをどういう手段なり方法なりを通じて御主張願うかというところであります。すべてこれは所要の手續を経て国会でおきめ願う法律に基づいて税務署としては執行する立場にあるわけであつて、そのきめられたものに対して御主張いただく、あるいは御意見を發表くださるというところは非常にけっこうでございまして、けれども、その發表の過程において、必ずしもわれわれから見ても、またおそれるは国民の皆さんから見ても好ましくない方法による主張の形態もあり得るわけであつて、全体として関心の高まりについては私も非常に大歓迎

迎でございますが、その具体的な意見なり主張なりの表示の形態というのに対しては、そのすべてが望ましい形のものであるということはいへないと思つてございまして。

そこで、私も税の制度を担当いたしております者の立場をいたしまして、現にそういう関心をお持ちになつておるその御主張を謙虚に受け入れまして、それを漸次現行税制度の改正に織り込んでいくということであらうかと思つております。特にサラリーマン問題につきましては、ここ十年來非常に長い間サラリーマンが恵まれていないといひますか、サラリーマンの税金が重いといひますか、そういう意味での御主張が高まることこそあれ弱まることはいないといふことから、かなり年々給与所得者を中心とした減税が行なわれてきておるわけであつて、一面におきまして最近におきます給与体系の変化、なかんずく初任給水準の上昇等によりまして、しばしばこの場において指摘を受けておりますように、納税人員の割合の増加というふうな現状になつております。このことにつきましても今後いかにあるべきかは問題でございまして。また同時に、それはいわゆる租税重圧感といひますか負担感のあらわれでございまして、税制全体のあり方、いまのような直接税に非常にウェイトがかかつておるあり方、よろしいのかどうかという問題も含めまして長期的に検討をさるべきものと思つております。

○山田趾目委員 最近の不満感は、一つは重税感、それからサラリーマンの課税対象者が非常にふえて初任給から税金を取られる等の不満が大きい出で、この不満の中には、不公平というものが大きく出で、おるわけなんです、この点については、あなたは税制といふことばで一言で言われましたけれども、やはり税といふのは憲法十四条のたてまえから「すべて國民は、法の下に平等」である、この原則に基づいて徴税といふものがされていかなくちやなりません。サラリーマンの諸君がこれほど不満といふものを表面化させていろいろな制度

に對する改正の動きを強めておるといふこの不満とは、あなたは一体どのようにお考えになつておられますか。

○高木(文)政府委員 現在の不満感がどういふことかから起つておるかといふことについては、四十六年八月の税制調査会の答申をおまじめいただきます。際々各方面の方の御意見を聞きまして、ききましても、絶対的な意味での重さといふことのほかに不公平感といふものが働いておるといふ御指摘を受けておりますし、私もそのように感じております。それは非常に広範な問題でございまして、各税間のバランスの問題、それからたとえば所得税なら所得税の中における各種の所得のバランスの問題等がいろいろあると思つておりますが、それはさらに言うなれば制度上の問題と執行上の問題とがからんでおると思つております。

それらをどのようにして払拭していくか、少しでも軽減をしていくかといふことは非常に大きな税制改正の主眼点でございまして。私もその点に鋭意努力をいたしておるつもりでございまして、なかなか所期の成果をあげ得ないといふことがございまして、その力の及ばざることをたいへん嘆かわしく思つておるわけであつて、私も自身税の制度を現在担当いたしておりますが、過去におけるいわば執行の仕事の経験からいたしまして、ぜひともこれは今後ともあらゆる努力を傾けて、いろいろな意味におけるバランスの問題の解決といふことには全力を傾けていかなければならないと思つております。

○山田趾目委員 いわゆる重税とかバランスを欠いておるとか、そのことは税調の答申でもよく承知をしておるもので、何とか改革を加えていこうといふことには尽きるわけでありまして、しかし現実のこの不満感といふものを解消していかない限り、今日のこうした動向を改めることはできないと私は思ひます。

そこで、一体いま日本に全納税者はどれくらいいるか、その中で所得税の納税者はどれくらい

し、租税の民主主義からいっても許されるべきことじゃないし、高木さん、やはりそういう強がりと言わねばならないと私は思うのです。

だから、確定申告を拒否するという理由にはなっていないでしょう。勤労者が確定申告を求めた場合、どうなさいますか、拒否されますか。いかがです。

○高木(文)政府委員 現行のたてまえでは、所得五百万円未満の給与所得者は確定申告をすることを要しないということになっておるわけでございますから、それについて確定申告を拒否するということとは税法上は出てこないということになろうかと思いますが、その点はなおもう少し勉強して、間違っておりましたらあとでまた正確にお答えいたします。

○山田(耻)委員 私は、法律的にはもちろんしうとです。しかし、所得税法百二十一一条は、おっしゃっているように、五百万をこえた人たちは確定申告をしてもいい、しかし、五百万未満の人は確定申告をしなくてよろしい、そして百八十三条で、事業主が徴収義務規定で責任を負わされて徴収しておるだけであって、納税者自身は何の義務規定もございせん。そして最近いろいろと宮城をはじめとして各地で確定申告書の提出がなされて、税務署といろいろやりとりをなさっておりますけれども、これは現実に有効に働いているわけですが、高木さん、もう一度くどいようですけれども、確定申告を拒絶なさるといふ気持ちはございせんね。

○高木(文)政府委員 ちょっと法律的に正確にお答えできませんが、私も、あの現在問題になっております総評からの確定申告書の提出方式というもののについて、法律的にいまここで十分と正確にお答えするのは、何といひますか、十分の勉強をいたしておりますから差し控えますが、その請求が、かりによけい納めたものの還付を要求をするというものでありまして、そしてそれが法律的に当然、源泉徴収を受けた税額に対して異なる税額を納めればよいのだから還付を要求すると

か、あるいは源泉徴収では納め足りなかったからそれを確定申告で納めますというものであれば、普通の確定申告にすぎないわけでございますが、たとへばすでに源泉徴収が幾らされておるので全くゼロである、プラス・マイナスなしという意味での確定申告書の提出は、法律問題としてどういうことになるか、少し答弁を保留させていただきますが、実際問題としてゼロであるという申告は全く無意味なものではないかというふうに思うわけでございます。いまの問題は、多くの問題は、ただし、給与所得控除が不足しておるか、あるいは給与所得について実額上の金額控除制度を採用すべしという御主張とからんで出てきておりますので、現実問題としては、多くの事例が、私の承知しておりますところでは還付申告ということになっておるかと思ひます。その還付申告については、少なくとも形式的には源泉徴収によって納めた額が納め過ぎであるという形式をとっておるものとするならば、ともかくその確定申告は税務署によって受理されるべきものであるというように解してよろしいのではないかと思います。

○山田(耻)委員 まあ法律上の解釈の問題と実際の運用の問題とに分けてお話しなさつていきますが、ここは国会ですから、国会はやはり法律をつくる府ですから、徴税の責任者が法律解釈がどうもよくわからぬからしばらく研究させてくださいというふうなことで現実に税金を取り立てられておるおのうでは、私は国会議員としてあなたのお話を、ああそうでございますか、じゃ待ちましようというわけにはいきません。私は、少なくとも国民の納税者の八二%を占めるような給与所得者に対する課税の法律的根拠が不明確であるというふうなことで税金を取られていたのでは、国民の不満があなたに御理解なさっているように簡単にございましていくものとは思ひません。これは、私はこの点をひとつ法律的に明確にしたいだけだかなく、その次私が行なおうとするあるいはいまお話を給与所得控除とか、いわゆる課税最低限の問題とか、あるいは年少者課税について話が

進められせん。これは進められないのですよ。だから、この法律解釈について、政府の見解をまとめていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、源泉徴収制度そのものについて、これが合理的のものであるということについては、私は何ら疑ひはないと思つております。ただ、ただいま若干答弁を保留させていただきますのは、現行法上実益のない還付申告書というものが還付請求を内容とする確定申告書が提出された場合に、その提出された確定申告書の行政庁としての受理義務があるかどうかという点だけ答弁を保留させていただいたわけでございます。その法律の意味という点だけ答弁を保留させていただきます。ただいまの憲法上、法律上何ら疑ひはないと思ひます。

○山田(耻)委員 還付要求をするために確定申告書を出す、これを拒絶をする、そういう法律はないから、だから受け付けはその部分においては行なう、こういう立場はよろしいのですか。還付請求を求めた確定申告は受理する、それでよろしいですね。

○高木(文)政府委員 それは明らかに還付申告書で、正規のものであれば受理をいたすということでございます。

○山田(耻)委員 そういたしますと、いま所々方々で出てきております確定申告書を出して地方税務署と折衝しております行動というものはお認めでございますか。

○高木(文)政府委員 ただし、現在問題になっておりますのは、明らかに税法上還付することができない、還付すべきものでない申告書が提出になつておりますから、そうなりますと、受理するについては、内容を審査いたしました上で更正手続をとる、更正手続をとることによつて還付の必要がないということでございます。最近私が聞いておりますところでは、この書類は現行法上は還付請求にすることはできないが、しかしわれわれ

としては給与所得控除では不十分であるので、実額控除を認むべきだといふたてまえのもとにこういう請求をするんだという御説明つきで提出がある場合があるようでございます。それについて国税庁のほうで現実的にはその場合にお話し合いをして、受理をしないで済ますことができないかというところでお話し合いをしているようでございますが、その点には必要がありますれば、国税庁のほうの出席を求めまして答弁をさせたいと思ひます。

○山田(耻)委員 何となく歯切れの悪い答弁です。答弁ですが、いわゆる還付を求めた確定申告書というものは、これは法律上拒否できない、このことは私は明らかにしたものととして理解をいたします。

○高木(文)政府委員 けっこうでございます。そのことはいわれる源泉徴収をしておつて、年末調整の過程でこれはどうもおかしい、こういうふうなことが疑われて行なつていく部分が多いわけですが、いまの源泉徴収義務者が行なつていきます源泉徴収の内容そのものに非常に不備があった、いろいろな控除額というものを中に入れない場合、たとえばいま起こつておる問題の中に一つ出ておりますのは、原爆被爆者手帳を持っておる身障者に対してこれは特種の控除がありますね、そういうのを事業経営者の中で女の事務員がばたばたやっているだけでなかなか理解がしにくい。

だから正確に自分の正当な所得に対して自分の正当な権利としての税を支払う、そういう立場をとらうとすれば、正確を期するためには申告制以外にはない、こういう立場に納税者が立つてしまふ。立つてゐる。あるいは計算の間違いなども随所に出ております。だから、これはただ単なる納税義務者の代行として庶務がやるのか経理がやるのかわかりませんけれども、担当してやつておるという状態の中に多くの誤りがある。そういう誤りをなくするためには、やはり源泉徴収で取つてもらうことに對して合意をする、あるいは私はどうも

信用できないから申告制にしてほしい、このいずれかでもよろしいという選択の実際運営、源泉徴収なのか申告制なのか、西ドイツのようにそれを選択させる、こういうことが実際に行ない得るという判断をいたすわけですけれども、いまの場合、御答弁の中身とそれと同じ意味というふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○高木文三政府委員 現行法のたてまえでは、源泉徴収と確定申告の選択制ということはありません。ございませんし、それから現行税法上は、年末調整その他によりまして、税法で定められたところから従つて処理されるべきものであつて、たゞしい御指摘のように、当然控除されるべきものが控除されてない、源泉徴収義務者が誤つた源泉徴収をした場合にどのような処理をするかということについては、明解な規定を欠いております。年末調整が誤つておれば、その年末調整を正すべきであるというたてまえがとられております。年末調整の誤りを還付制度によつて処理をするというたてまえはとられていないわけでございます。その場合に、しかしながら年末調整を誤つた場合合にその救済の方法がない。たとえば異例な場合合でございますが、誤つた年末調整後に源泉徴収義務者たる企業が倒産をしたというような場合にどうするかというような問題が残つておるわけでございます。そういうものについては、これは現行税法上の解釈がやや不明確でございますが、現在正確には国税庁に聞いてみないとわかりません。国税庁に答弁させなければいけません。還付請求によつて実行上処理をしておるものと私は解釈をいたしております。これは税法上必ずしも明確ではないと思います。

○山田(耻)委員　勤労者が新築いたしますね。もういたしますと、これは二万円減税がございますね。これは申告制でございます。申告しなければだめなんでしょう。だから事実上、形式の上では源泉徴収という税法上のたてまえを通しておられるけれども、こうした事柄に対しては申告制をおとりになっておる。だから、あなたののお

しやるように、これは法律の解釈にまだ不十分さがある。しかし不十分さはあるけれども、実行されておる問題については申告制と両方併用されておるといふことにはしませんか。

○高木(文)政府委員　そういう意味では申告制を原則としておるものがたくさんございます。ただいま御指摘になりました持ち家の取得控除だけでございせんので、ほかに雑損失、たとえば火事とかなんとかがあつた場合の雑損失を引いてもらふとか、それからこれは一般的ではございせんが、寄付金控除の問題であるとか、医療費控除の問題であるとかいう問題につきましては、すべて年末調整ではなくして、確定申告のほうで申告をしていただくというところになつております。二方所以上から給与を受けておられる方の場合には、確定申告をする義務を負つていただくというところで、給与以外に、もろもろの所得がいろいろある場合についても同様でございます。源泉徴収のうちの年末調整だけで終わりということになつておりますのは、ごく大ざっぱに申しますと、給与所得が一方所からある方という場合には、あえて確定申告によつて再調整をする必要がないからという意味も含めて源泉徴収だけで終わりにしてゐる。

いま御指摘は、あるいは確定申告の権利といひますか、そういうものが認められていないではな
いかという御指摘でなからうかと思いますが、事
は、給与だけであればそれは実益がないからとい
うことで、そういう制度がないということでごさ
います。

○山田(駐)委員 所得というのは給与だけでは、
ざいせんで、いろいろあります。ありますが、
いまのような家屋の新築などをした場合には、一
万円を限度とする措置がある。しかしそれは申告
しなければ認めないということなんです。それけ
しなればいいですか。だから私は、いまの源泉
徴収という立場一本で通されて、いろいろな矛盾
が出てきてトラブルが起こつておるので、ここは
源泉徴収のやり方か確定申告を出すかいずれかの

選択制なのだ、これが実際に運用されておる今日の徴税の姿であるという立場をお認めいただけることにやぶさかでないのではないかと思うのですね。しかし、こういう原則からばかりいま議論をしても——あなたのほうでこういう状態ですから、私はまだ全然中により入ります。そこで、もう少しはっきりしておきたいのですけれども、いま勤労者の持ち家制度がいろいろ進められておりまして、新築する人は何万、何十万といふんですよ。しかしこういう申告をやっている人は少ないです。やっけない人が非常にたくさんいます。こういうふうな現状を踏まえて、一体この申告のほうで還付請求の時効はいつなのか、一年なのか五年なのか、これをはっきりさせていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員　還付請求は五年でございます。

○山田(駐)委員　五年間ということでございますので、これは税にかかわる還付請求五年という立場でこれから請求がされることを非常に感謝いたしております。

そこで二つ目の多くの国民の不滿としてありますのは、課税最低限の問題であります。課税最低限が昭和四十八年度は初年度で百十二万、平年度で百十四万と法案をお出しになっておられますが、一体この課税最低限百十二万なり百十四万で夫婦子供二人の家庭で生活が維持できるのでしょうか。税金というのは生活費にはかけない、こういう徴税の大前提があります。ことしお出しになりました課税最低限の百十二万なり百十四万というのは、どういう積算の基礎によるものなのか、これをひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○高木(文)政府委員 課税最低限というものは、いまさら山田先生に申し上げるまでもなく税法上きめられておるものではないわけでございます。税法上は、独身者であれば基礎控除は幾らの控除である、奥さんがあれば奥さんについては配偶者控除が幾らである、子供さんについては子供さんの

控除が幾らである、そのほかに社会保険控除なり給与所得控除なりの制度がございますということ、ただ現実の御理解の御便宜としては一体どの辺から税がかかることになるかということをはかりやすく説明する趣旨で、夫婦子供二人で社会保険料負担等が平均的である場合についてはお示しの百二十万なり百四十万なりというところから初めて所得税の課税が始まりますという仕組みのものでございます。そこで、それぞれの基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除なりさらには給与所得控除なりというもののあり方がいかにあるべきかというときには、たとえば夫婦と子供二人の御家庭の場合には生計費との関係がいかにあるべきかということが検討されるわけでございますが、私どもは生計費非課税の原則ということは考えておられないことはしばしばこれまでもここで申し上げてもおつたと思いますし、税制調査会等でもそう考えておるところでございます。

と申しますのは、課税最低限というのは、それをこえた場合にある一定の率で課税が始まるという意味でございます。それ以上については、たとえば全額というようなことではないわけでございますので、直接その生活費というものと課税最低限とは結びつきはないということではなないわけいかと観念をいたしております。しかし、現実には標準的な生計費にまで、特に生計費の中の衣食住にまで食い込んで課税が行なわれるということことは適當でないというこはいえるわけでございます。すから、そういう意味におきましては絶えず生計費との比較はいたしております。いたしておりますが、それとこれとは直接結びつけてきめらるべきものではないというふうに考えております。

○山田(耻)委員　どうも私は納得できないようなんですがね。生計費には税をかけないというのは税の大原則なんです。それはもう生活を破壊してまで税を取られていくということは、税制民主化の中では前提に置かれていないのが国際的な常識のはずなんです。私は、日本の税制も、いろいろな文章を読んでもみますと生計費には非課税であ

る、この大原則の上に立つて税制というものは組み立てられておるんだ、こういう文章を何回か読んでいます。だからいまの高木さんのおっしゃることばというのは、私は若干いただきかねる問題なんです。

そこで、課税最低限の中には、もちろん人的控除といわれておる基礎控除あるいは配偶者、扶養控除等ございすが、やはりここで一番関心の深いのは給与所得控除です。いわれておる必要経費、こういうものとの関連がこの給与所得控除の中にはございすが、特に給与所得控除についてお尋ねをするわけですが、今回若干の引き上げをなさいましたけれども、この給与所得控除、他の資産所得とか事業所得に比べてみて勤労者には必要経費控除がない、それにかわるべきものとして給与所得控除がある、こういうことになりますと、税の平等の原理から考えていきますならば、一体勤労者の必要経費とは何か、こういう議論に発展してくるのは当然のことなんです。

そこで、必要経費とは何かということをやはいろいろ文章を読んでみますと、所得を得るのに要した必要な経費と大体書かれております。所得を得るために要した必要な経費である。サラリーマンが所得を得るために要する必要な経費とは何か。せんだつてもあなたは佐藤君の質問にお答えになっておりましたけれども、洋服とかくつとかワイシャツとか——昨日ここに三人の参考人を招致いたしましたいろいろお尋ねをいたしました。

お三方とも言われておりますのは、憲法二十五条にいう文化的で最低の生活を営むその権利、これを必要経費という見方で見なくちゃならないけれども、それを具体的な人的控除と所得控除の中に当てはめていくとすれば、給与所得控除の幅をうんと広げてあげる以外に方法はないし、理論的に考え得るとすれば憲法二十五条をわれわれは一つの目安としたい、こういうことが述べられているわけですね。いま高木局長のおっしゃっているようなお話になりますと、生計費非課税のこの原則というものは否定をされておるよりに聞こえる

し、私はいまの給与所得控除、生活費、必要経費、こういうものを並べてみますときに、やはり生計費というものを軸にサラリーマンの給与所得控除というものを考えてあげることが一番の合理的な配慮だと思っております。ところがあまりにも課税最低限が低過ぎる。

で、きょうは総理府お見えになっておられますので、一体四十七年の平均の消費支出はどのくらいになっておるのか、ひとつお答えをいたしたいと思っております。

○加藤(憲)政府委員 お答えいたします。四十七年の勤労者の世帯の消費支出は一月平均九万九千三百四十六円となっております。

○山田(忠)委員 四十七年の消費支出は九万九千三百四十六円、これは俗にいわれておる農村も漁村も全部含めた全国平均ですね。

○加藤(憲)政府委員 家計調査におきましては農家、漁家等は含めて調査しておりませんので、いま申し上げましたのは勤労者世帯でございます。

○山田(忠)委員 農村、漁村に勤労者が一人もいないわけではいけません、私が申しますのは、勤労者というものは、地方の小都市にも町村にも勤労者はおります。ですから、あなたのおっしゃった九万九千三百四十六円の消費支出は百

姓さんとか魚をとる漁師とかをさしておるのでなく勤労者である。その勤労者、俗にサラリーマンはいないかにもたくさんいるわけですよ。だからあなたの方がこの調査をおやりになって全国平均というこの数値をお出しになつておるのは、大都市だけという意味じゃないわけでしょう。いわゆる地方の人たちも含めてお出しになつたのが全国平均で九万九千円、こういうことでしょうか。

○加藤(憲)政府委員 家計調査は、全国の農家とか漁家を除きました、あるいは一人世帯を除きました世帯の全体の縮図的なものをとらえようという構想でやっておりますので、いまお話がございましたような勤労者に当たるような方はもちろん町村においても調査対象にいたしております。

○山田(忠)委員 九万九千三百四十六円というのは全国平均ですね。そしてこの中には町村が九万四千四百八十四円と出ております。そして大都市が十万六千五百四十二円と出ております。これはあなたの調査なんです。ですから、この消費支出というのがいま私が申し上げました生計費非課税の大前提に立たなくちゃいけない、そのことは税金をかけていく基本的な原理でもあろう。多くの書物にも書かれておりますし、私もそう思っておりますが、この大都市の例を見ますと十万六千五百四十二円、大体年間百二十七万八千五百四十四円、約百二十八万、これだけの生計費がかかるわけですよ。この消費支出の中には、すでに御存じのように、食料、住居、光熱、被服、いわれておりますように、最低の生活を営む条件はそれです。あなたのおっしゃる最低の生活を営む消費支出、これが、平均で年間百二十七万八千円要する。この調査も夫婦と子供二人の四人家族の調査です。夫婦と子供二人の四人家族の課税最低限が初年度百二十万ということになりましたと——総理府の統計というものは主観をまじえずに非常に客観的に集められておりますだけに、国民の側から見たら控え目なものであると思ひます。それで百二十八万、約百三十万の生活費が要するわけですから、課税最低限の初年度百二十万というのは低過ぎる、こういう感じが客観的に出ておるわけですね。それは、これから課税最低限を大幅に引き上げて、そうして今日の、税が高いという勤労者の不満を解消していく前提になる問題点でありますから、その点についていかがお考えでございますか。

○加藤(憲)政府委員 先ほどあげました数字は、まず第一に、夫婦子供二人の数字ではございませう。四十六年度のものを出しておりますけれども、四十七年度のものも目下集計中でございまして、それは出ておりません。先ほど申し上げましたのは、二人以上の世帯全部についてのものではございまして、それ御了承願いたいと思ひます。それから、消費支出の中には自動車等の購入も入っておりますし、消費支出を最低限のものとして

て考えていかどうか、そういう点については統計局の判断を申し上げるわけではございませんで、もちろん大蔵省の御判断でけっこうだと思ひますけれども、そういうものも含められているということだけ申し上げたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいまの山田委員の御意見は、幾多の点で私どもと見解が違ふ点がございます。

第一は、家計費非課税の原則というものは、過去におきまして今日におきまして、私どもは終始一貫、そもそもの原則があつてその上においては税制が組み立てらるべきであるというふうには考えておりません。家計費が課税最低限をきめる場合に非常に重要な要素であるということはお考へておりますが、およそ家計費非課税の原則というものが税法上考へらるべきだというふうには考へておりません。

実は、この点につきましては、日本の課税最低限がたいへん高くなつてまいりました。諸外国を非常に追い越してまいりました。諸外国は、課税最低限が非常に低いものですから、一体どうして

いるんだらうか、諸外国の生計費と課税最低限はどういう関係にあるんだらうかというふうなことを最近関心を持って調べております。いろいろ断定的には申し上げられませんが、各国とも、最低家計費といわれる生活水準のようなものとの比較は必要であるが、課税最低限と家計費とは何ら関係がないという説が一般的のようでございます。その点が一点、先生と私どもと見解が異なります。

第二点は、家計費の中の、ただいま御指摘の総理府の勤労者世帯についての家計費と課税最低限はますますもって関係ないというふうに私は考へております。総理府の勤労者世帯の家計費は、家計費が実際幾ら払われたかということとをございまして、あるべき姿が幾らかということとは全く関係のないものでございまして、したがって、収入がふえて消費性向が高まれば、漸次上がっていくべき

ものでございます。今回の場合には、現在は速報しかわかっておりませんが、四十六年と四十七年では、実収入は統計上は一・三％伸びたということをお前提にして、可処分所得は一〇・八％伸びた、消費支出は八・八という数字が出ておりますが、これはわが国の平均的な家計におきましてこの収入と消費との関連を示した統計でございます。したがって、この消費支出と課税最低限が食い合わない、特に平均消費支出と課税最低限が食い合わないということは、課税最低限が不適当だということの証明にはならないのではないかと思っております。

三番目に、消費支出の中身は食料費、住居費、光熱費、被服費、雑費等でございますが、そのそれぞれには耐久消費財の購入費等も入ってくるわけでございます。したがって、家計に余裕が出て耐久消費財等を購入するとか、あるいは漸次家計に余裕が出てレクリエーション経費がふえるということになれば、それは家計支出の増大となつてあらわれてくるわけでございますから、平均的なレクリエーション経費なり平均的な家具、什器の購入を確保するために課税最低限を定めるといふ御趣旨であれば、御指摘のとおりになると思ひますが、いわゆる生活費保障の原則というものを立てたこととしまして、その生活費の内容のきめ方の問題がございまして、家計調査と課税最低限とは直接結びつくものではないのではないかと、私どものこれまでとつてまいりました考え方でございますし、現在の考え方でございます。

○山田(耻)委員 統計局長の加藤さんがおっしゃった数字は、四十六年で二人以上という言い方でございますが、私の手元にあります統計局のものは、四十八年三月二日に速報としておまとめになったもので、ここにあります私が述べた数字は、四十七年平均の家計概況となつておるわけですから、構成比は、あなたのおっしゃった全国平均九万九千三百四十六円は、世帯人員三・九三です。だから、大体、税制のたてまえから見れば、

準世帯、夫婦子供二人、こういうふうに私たちは受け取るわけです。三・九三といへば夫婦と子供二人。それから大都市の十万六千五百四十二円も三・九三人です。このように見ますから、あなたのおっしゃることについて、私は、この統計上の数値から見まして、四十七年のこれは消費支出であつて、しかも家族構成はそういう状態だといふに受け取つて質問をいたしておるわけですから、御了解いただきたいと思ひます。

それから、高木局長のおっしゃつていました、いわゆる消費支出の中には、確かに全体の収入の増—可処分所得の増が一〇・八と言われましたけれども、四十七年の平均で、人口五万人以上の都市で勤労者世帯の可処分所得の増は九・八です。あなたのおっしゃつた一〇・八というのは階級別の第四分位ですね。一、二、三、四、五とありまして、四が一〇・八です。ですから、全国平均から見たら九・八ですから、それはそのように御理解なさつたほうが正確だと思ひます。

そこで、あなたのおっしゃつた二番目の、この中にはたとえばテレビだとか自動車だとか、こういうものが含まれていて、これを含めて課税最低限の中に入れて、消費支出を入れるといふおまえの考え方にはおれは反対だ、こういうふうにおっしゃつておられますけれども、昭和四十六年のたとへば自動車の購入費あたりは二九％のウエイトを占めております。しかし、四十七年度の自動車支出というのはわずかに六％です。四十七年度は非常に激減してきております。それはテレビにしても自動車にしてもかなり行き渡つたという見方でございますけれども、いまの十万六千円がしつとこの消費支出の中には、そういうものの占めていくウエイトは非常に低いのですよ。だから、そういう理解というのは十分してよろわなくちゃ困ります。ただ、論理的に消費支出を含めて全部課税最低限に認めろということの中には、あなたのおっしゃる言ひ分も私は認めます。認めますけれども、この十万六千五百円がしつと金の消費支出の中には、こういう高級消費

財というものが非常にウエイトを低めていく。しかも可処分所得の増は九・八％である。しかも御存じのように、最近の物価上昇というのは特に衣食住の關係については三〇％程度の値上がりをしていくじゃないですか。それが徴税の側のあなた方には全然考慮にない。そして百二十万といふ初年度のこの課税最低限といふのはこれで適当である。いま保護世帯が一級地で幾らですか、七十六万円ぐらいでしょう。生活保護世帯の経費といふのは、それが日本の生産に寄与して、労働再生産をしつかりと片側で育てながら、働いて税金を納める勤労者の課税最低限といふのが夫婦と子供二人で百二十万といふのは、これは一体どういふことなんでしょうか。だから、実際の生計費、生活費、その生計費、生活費が労働者の所得を得るために必要な経費である、こういう事業所得なり資産所得に對置しておる必要経費と比べてみて、働く人たちが所得を得るために支払ふ必要経費、そういうふうにしてこの生計費を置きかえてみることに、憲法のためにも申しましたけれども、不合理がございまして、この不合理を片づけていかないから税が重たい。しかも中学校を出て十四歳で初任給から税金がかけられる、こういうふうな問題まで出てきてしまつて国民の不満を大きくしておるのですから、もう一度そこらあたりについてあなたの考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 一般的に申しまして、課税最低限は引き上げていくべきである、そしてそれを考える場合に、家計費の増加ということが十分考慮されなければならぬ、だんだんわが国の経済も豊かになつてきたわけでございますから、徐々にゆとりのある生活ができるようになつていかなければならぬといふふうに私は考えております。ただ、私が先ほど山田委員の御見解と若干の違ひがあるとお申ししたのは、課税最低限を決定する要素として家計費をとるべきである、そしてその前提としてはおよそ税には家計費非課税の原則があるべきであるという御見解には同意いたした

かねるということをお願いしたわけでございます。最近十年課税最低限の引き上げがかなり急速なスピードでなされてまいりまして、かりに家計調査と課税最低限の關係を見ましても、漸次改善のあとを見えておりますことは御承知のとおりでございます。そして、そういう角度で今後とも所得税のあり方がなければいけない。そうでないことに、負担感が何とも重圧感として税が大ぜいの納税者から重い重いという感じで受け取られる。これを解消する道はここにありということについては、私どもも意見を異にするものではないわけでありまして、ただ、それには漸次時を迫つて改善していくべきものと考えております。

○山田(耻)委員 私の意見とか合わないもので、非常に残念に思ひますけれども、いま起こつておる、いろいろな給与所得税を払つておる国民の階層が全納税者の八〇％を占めておるという実情の中で、取りさえずればよいという税金の觀念は私は持つておる、やはり税の公平な立場、税の負担が高いというより、税金を公平にかけてくれ、こういう気持ちというものが多くあるわけですね。その意味から考えていきますと、サラリーマンにかけられる必要経費というのは給与所得控除の中にしか見ることができません。だから、この給与所得控除という捕捉率が非常に安いから、そこに一括してかけていくというやり方でも、この給与所得控除の中身を十分ふやしていくということになれば、その不満感というのは多少消えていくかもしれません。基本的には、勤労者にも必要経費を認め、この主張、この国民の聲は、私はあなたのようなことをおっしゃられたのではとてい消えていくものと思ひません。

だから、基本的に必要経費をどうするということとは将来の検討事項になさつていただくことはけっこうですけれども、給与所得控除の中身をしっかりとふくらましていく、こういう立場を現実的にとおりにすることがきわめて賢明ではないだらうか。トーゴサンとかクロヨンとか、いろいろ

ろ言われておりますけれども、サラリーマンの不満というのにはある意味で私はそういう面から極点に達してきつたような気がしてなりませぬ。いわゆる社会保険診療報酬に対して、お医者さんの必要経費が七二%も引かれていく。税調の調査をちょっと見ても、五三、四%ではないだらうかといわれておるのを見ました。こういう一つの事態が、八〇%をこえるサラリーマンの中にじゅんじゅんとしみ通っていつていくわけですね。どこに税の公平があるのか、こういう不満がいろいろな形になって高まってきております。

だから、いまあなたがおっしゃっているようなそういうことばの展開ではなくて、勤労者のこの不満の出どころがわかっておるだけに、どうしてあげたい、将来どうするために検討する、こういう一つの方向が私はあなたから述べられてしかるべきだと思ふ。橋本幹事長や田中総理が、サラリーマンの必要経費を二、三〇%認めよう、そういうことを検討させる、こういうことを言い始めたことその背景も、いま私が申し上げたことにつながっているわけですね。だんだんと政府の側のもの考え方にも、巧拙はあったとしても、変化が起ころし始めているのです。局長、いかがですか。いま私が申し上げたような事柄について、將來本格的な検討に入るといふふうなことをひとつお約束いただけませんか。

○高木(文)政府委員 現在の給与所得控除の額は、大体百万円の収入の場合で三三%になっております。二百百万円の収入の場合で大体二五%になっておるわけでございます。この水準は、戦前の勤労所得控除の制度であるとか、給与所得控除の制度をとっている各国の例と比べて、決して低いわけではないわけでございます。もちろんその不公平があるということ、非常に負担感が重くなっているということは事実でございます。それを先ほど来申し上げるに、何とか少しでも緩和したいかなければならないということ、は、全く御意見のとおりでございますが、その道は、給与所得控除の引き上げだけに置かれるの

か、それとも、現在でも毎年改定はいたしておりますが、なお基礎控除なり扶養控除なり配偶者控除なりの控除水準が低いという点に重点が置かれるべきなのか、あるいは、たゞいま御指摘のように、社会保険診療報酬その他、また、しばしばこの場におきまして御指摘のように、資産所得の課税が軽いという点に問題があることなのか、それらをどう総合的にくみ取っていきべきかという点が問題であらうかと思ひます。

おっしゃるとおり、その中でも、給与所得控除の問題が今後においても相当高いウェイトで考えられなければならないということは私も全く同感でございます。最近問題になりました事業主報酬制度の問題の経緯にかんがみしても、個人の事業と法人の事業とでアンバランスが起つた。そのアンバランスの原因はどこにあるかといへば、給与所得控除の拡大にあるということなどから考えますと、ある制度だけに重点を置いて手直しをしてまいりますことは、また他の制度とのひずみを生ずるということの派生的な影響がございします。その点、お気持ちはよくと了解いたしますが、給与所得控除だけにすべての焦点を合致するかどうかという点については、私の現在の立場としては、ここで明確にお答え申し上げることはとどこへんいたしたいと思ひます。

○山田(睦)委員 冒頭お話ししましたように、昭和四十七年、全納税者が大体三千五百六十万程度と推計されるし、給与所得者は、四十七年度で二千九百二十一人税金を払っておるわけですね。だから、大体八一、二%が給与所得者の納税者である。だから、税金のことを考えますときに、やはり給与所得を行なっておるそういう勤労者の税制というものが非常にウェイトが高まってきておるといふことについては、これはどなたも異論のあることじゃないわけですね。また、そこに一番多く問題点が出てきておるわけですね。

私は、いまの必要経費の問題なり、あるいは給与所得控除を大幅にふくらましてもらいたいというところについて、あなたの確答をいただくことが

できなかったのは残念です。残念ですけれども、このところをしっかりと片づけていかないと、いまの不満というものはとうてい解消する道を見出すことはできないということを私は申し上げておるわけですね。この点は、あなたはいまのようなことをおっしゃっていますけれども、私は、よく状況を御判断なさっていると思ひます。ただ、いまの二千九百二十一人というサラリーマンの納税者が飛躍的にふえてきて、全納税者の八割をこえるというこの状態の中にもう一度メスを入れてみたい。

それは、さっきもちょっと触れましたが、若い、中学校を出て学校にも行けない、家が貧しいからすぐ工場にほうり出される、そこで働いて、この十四歳の子供の初任給に税金がかかっている、この十四歳の調査の内容を見ても、しかもこの子供は、いろいろな調査の内容を見ても、ほとんど家庭に仕送りをしておる子供もおりますよ。ほんとうに寮でラーメンだけを食べて過ごしながら、経費を節約しながら働いておる子供たちがたくさんいるわけですね。こういう子供たちに、最近の物価上昇で名目賃金は上がる、名目賃金が上がるから課税の対象になる、こういう関係でほとんど課税の対象人口に入ってきたわけですね。何も、中学校を出た十四歳のこの子供がたいへんな高給取りになつたと錯覚を起すような事態ではないわけですね。この税金のかけ方が、二千九百二十一人というサラリーマンの課税対象になつてきておるわけですね。税金というのは、非常に捕提率のいいガラス張りの中で働いておる勤労者が一番税金が取りやすいから、何でもかんでも、課税最低限をこえたら十四歳の子供だらうが何だらうが税金を取つてしまふ、こういう考え方があつたんじゃないだらうか。そういう考え方が進められていきますと、不満というものは爆発的になってくるのです。

まずまず名目賃金はふえる。まずまずこの納税者はふえていくでしょう。ここらあたりで局長、いかがでございますか。せんだったからも議論がございましたけれども、

せめて、中学校を出て高等学校を卒業する十八歳ごろまでは、税金をまけてやるか、かけないようにするか、そういう減免の措置がとれないものだらうか、こういうことをひとつ、私はすばらしい税の一つの善政という立場から考えていただきたいと思ひます。法律的にも未成年です。親の保護の中で生きていくのです。それが課税最低限をこえたからといって税金を取る。その生活実態はまことにきびしいものがあるのです。学校へ行つておる者には勤労学生控除という恩恵がある。しかし、いなかの子供で学校にも行けない、講義録をとって勉強しておるというだけではどうしようもない。みんな勉強したい、しかしそれができる条件下にないだけに、苦しんでおる子供たちが多い。こういう法律的にも一人前の人格を持たない人たち、こういう子供たちに対して、何とかしてやはり恩恵を与えてやりたい。私は当然のことじゃないかと思ひます。昨日の参事の方、東郷さん以下二人の方のお話の中にも、法律的に一人前でない、十八歳といわずに、選挙権を持たない人たちに對しては税の減免措置をしてやることのほうが理論的にも正しいじゃないか、こういう意見も出ておりました。

しかし、私がいまここで申し上げておりますのは、特に、高等学校にも行けなかった、そうして一生懸命に苦勞して働いておるあの十四歳から十八歳の子供たちに対して、まず一つの保護的な措置を講じていただくということはできないものだらうかどうかと強い気持ちで考えているわけですね。いかがでございますか。

○高木(文)政府委員 最近に至りまして、中学卒業後就職をされた方が、就職初年度から、平均的な給与であれば課税対象になるということが起こつてまいりました。そのことは、いろいろな意味において非常に問題であるということ、私もよく認識をいたしております。そのあたりをどのように処理するかということについては、いろいろなお考えがあらうかと思ひますが、最近特に各方面から、その人たちの税のあり方について

考えるべきであるという御指摘の多いことは、よく承知をいたしております。

そこで、税の問題というのは、結局、広く国民の皆さま方のお考えに従って、どの辺にどうあるべきやということできめられるべきでございまして、その声が高まっておるといふことは、十分認識をいたしております。当面、来年度以降の問題として、相当なウエートを置いて研究すべき課題だと思っております。

ただし、先ほど二千九百万人という納税者の数の御指摘がございましたので、一言だけ申し上げておきたいと思ひます。

それは、確かに最近初任給水準の上昇、同じ初任給の中でも中学卒の初任給水準の上昇が高いことが、この納税人員の増加の数字にあらわれてきているというところは、御指摘のとおりだと思ひますが、実はそれだけではなくて、法人の同族会社の役員であるとか個人事業者の専従者給与というようなものが、最近相当急激に上昇してきておりますので、納税人員の増加即中学卒あるいは高校卒の問題であるということだけではないことを、一言だけ付言いたしておきます。

○山田(耻)委員 だいぶ時間経過しましたので、最後に一つだけお伺いしたいのであります。厚生省、お見えになっておられると思いますが、最近の名目所得の増加、言いかえたら物価上昇に伴う名目所得ですが、いまの高木局長のお話の中にも初任給が非常に上がったということが述べられております。私は厚生省の角田さんにお尋ねをするのですが、最近、同じ人間としてお気の毒な身体障害者に、やはり国家としてもしっかり保護してあげなければならぬということで、身障者年金なり若干の手当がつけられております。この身障者も社会復帰をしていきたい、人間として生きたんだから何とかして生産にも寄与していきたい、こういうことで努力をしておるわけですか。

られておる、税金がかかる所得を持つようになる、身障者の年金であるとかあるいは幾ばくかの手当というものはもがれていく、こういうふうな実情が起ころうとおるように見受けられますが、一体厚生省としてどのように把握をなさっておるか、お伺いしたいと思います。

○角田説明員 身体障害者の福祉工場、授産施設、そこで働いております所得状況につきまして、現在詳細には把握しておりません。ただ、山口県、山口コロニーの福祉工場におきましては、平均月額約三万八千円でございます。最高賃金は七万七千円でございます。それから大分県の太陽の家の福祉工場でございますが、平均月額三万円でございます。最高約五万四千円でございます。

それからもう一つ、東京のコロニー印刷所、これは授産施設でございますが、平均二万六千円、最高五万七千円となっております。福祉工場や授産施設の賃金の状況というものは、そこに従事しております身障者の作業能力によってだいぶ違います。また、施設の作業種目とか設備の投資の状況によりまして、だいぶ全国的に異なっております。

それから、課税の問題でございますが、山口コロニー入所者の中には、課税されている人がいるようでございます。他の施設では現在のところ課税されておられません。

○山田(耻)委員 局長、いかがですか、身体障害者に税がかかれば——税金というのは富の再配分、いわゆる担税能力に依じた者から税金を集めて、それを平等に社会に還元していく。しかも、最近には福祉国家というキャッチフレーズでそのことのためにたいへんな施策が立てられておるかのような錯覚におちいるわけですが、中身はなかなか乏しいものがあるわけですか。いまの身障者は、車いすに乗ってどこへ出かけていくすべも持たないのです。たとえば道路構造にしても、段々だけです。駅へ行くにしても、汽車に乗ることもでき

なければ、改札口を通る広さも改造されておられません。完全にいま住んでおるところに閉じ込められておるわけです。こういう人に課税をする根拠はどういうことですか。

○高木(文)政府委員 これは所得税のたてまえの問題でございます。これをどういふふうな御判断願うかという問題でございます。所得税のたてまえは、所得の大きさによって課税をするというのが原則でございます。その場合に、いろいろな意味の生活能力が欠ける者について、老人であるとか寡婦であるとか身障者であるとかについて、特別控除の制度はございます。しかし、その特別控除の額をこえてなお所得があるというならば、それは納めていただくということになっておるわけでございます。その場合にしばしば、一方の御意見では、そういう者については所得の大きさに関係なく課税しないようにしてはどうかと、御意見もあるわけでございますが、その場合に身障者についてどうするか、寡婦についてどうするか、老人についてどうするかというふうな問題がいろいろあるわけでございます。これはいろいろとはしてない議論になるわけでございます。

私どもは、現実問題として、ただいま御指摘がありましたように、身障者の中にも、しかも非常に重度の身障者の中にも、まあある程度社会復帰ではないけれども、職を手につけられて所得をやつと得られた方について課税をされているという事例があるという御指摘がありました。私が、私どもの感じでは、全国で身障者の数は正確にはわかっておりませんが、現在、税法上障害者控除の適用を受けております身障者は四十万人に及んでおるわけでございます。これは御本人が身障者である場合と配偶者や扶養親族が身障者である場合のすべてを含めた数でございますので、そのうち御本人が身障者である方がどのくらいあるかというところは税務統計上は把握できておりませんが、この四十万人の中で、どの程度の方が課税になるといふ事態が起つた場合に、それについて考慮すべきかという問題が出てこようかと思ひます。

います。しかし現状において、私どもは認識不十分かもしれません、四十万人の中において、非常に多くの方が課税になっておるといふふうには認識していないわけでございますけれども、先ほどちょっとお触れになりましたように、給与水準の上昇等と関連して、先ほどの未成年者の問題と同じようにいろいろ新しい問題が出てくることかと思ひます。各方面の御協力を得て、実態がわかりましたならば、またそれについていろいろ考へるべきではないかというふうな考へます。

○山田(耻)委員 実態をよく把握されまして、こうした人々にも、いわゆる社会人として人間生活を営むのに非常に隔絶をされた生活を営んでおる人々でございし、こういう人々の中に普通の健康人と同じように納めた税が還元をさされていくというところは考へられませんか。特に、この納税をなさつておる人々には、申し上げましたように、身障者として受けている一級、二級の年金も返上するわけです。そうして今度七千五百円になってまいります身障者手当も返上するわけです。支給されません。だから純粋な給与所得者として扱われていくわけですから、税制というものは、税金を、収入があるから取る。取るだけではない、税金で、取った税金がどのように使われていくのか、どのように国民に福祉をもたらす措置が政策の中で生かされていくのかというこの見届けますというものが、私は税制の民主化のあり方だと思ひます。

こういうことから考へていきますならば、いまの年少者と同じように、社会人としての権利も持つておりますけれども、与えられる恩恵というものは非常に少ない。こういう人々たちにあたりまの税金を取り立てていくというのであつては、私は民主政治という看板をかけた名に恥ずかしいという気がいたします。これも十分御検討いただくとどういふことであります。検討いたしたくどういふことでは何となくさびしい感じがします。どういふこと、いまの年少者と身障者の問題につきましては、私は、具体策を求める時期が早晩来

る、こういう気がいたしてなりませんから、そこらあたりの御配慮をいただきたいと思ひます。

政務次官から最後にその点についてお考えを述べていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほど来お話をいろいろ伺っておりますが、税金というものは取るものだという事、しかし新しい福祉国家をつくっていく上におきましては、要するにそういう福祉国家をつくっていく上において所要の金というものをどういうふうにして調達するんだという、逆の考え方でこれからいかなければならぬものであらうと思ひます。そういう考え方からしますと、いま最後に話が出ましたけれども、納税についての重圧感といひますが、そういう不満というものがいろいろございしますが、一つには、取った税金がどう使われているかという事についての不満も大いにあると思ひます。そういう点について考えていきますと、将来税制をつくる上においてはこの金が一体どういふ歳出となつてあらわれていくのかという事を十分に考えてやつていかなければならぬだらうと思ひます。

先ほど御質問がありましたように、一方においては、税というものは担税力のあるところからちようだいするという原則がある。これは一つの大原則だと思ひます。そういう原則を立てて、少なくとも担税力のあるところに担税をしていただく。一方においては、しかるべき社会保障なり何らかの制度をつくつて考えていくという、そういう一つの筋道を立てて将来ともやつていく。その中において、税制の上においてどう考えていくか。いまのお話はいへん具体的な例で、あたたかい政治といひますか行政をやれというお話なんです、私どもも承つておつてまことに共鳴するところが多いわけでありまふけれども、それはもう一つ大きな見地といひますか、全体の上に立つて税制というものを一体どう考えていくかということ、私どもも、福祉を大いにやらなければならぬという時代を迎えておりますだけに、根本的な問

題として今後大いに検討していきたい、こう思ひわけでございます。

○山田(耻)委員 終わります。

○鴨田委員長 次回は、明二十八日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することにし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

昭和四十八年四月四日印刷

昭和四十八年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局